

岩手県警察指定捜査員の指定及び運用に関する訓令

(平成19年2月23日岩手県警察本部訓令第2号)

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

〔概要〕

この訓令は、重要事件等が発生した場合において、早期解決を図るため、当該事件等の発生地を管轄する署に派遣する捜査員の指定及び運用について必要な事項を定めたものである。